

平成 26 年度 財政援助団体等監査（１）監査結果措置状況
株式会社 神戸サンセンタープラザ

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(3) 指摘事項 会計に関する事務 ア 財務諸表の記載を適正に行うべきものの (ア) 貸借対照表の表示について 貸借対照表は企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債、資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならぬとされているが、平成 25 年度末現在の貸借対照表における現金・預金の科目について、以下のとおり正しく表示されていない事例があった。 適正に表示するべきである。 (事例) 会社では、流動資産のうち現金・預金の科目について、平成 25 年度中に現金で収納した会議室使用料及び駐車場定期券の売上のうち、平成 26 年度分を前受けしたものの預金口座に入金できなかった 660,650 円について貸借対照表に表示していなかった。なお、平成 25 年度分の使用料及び売上については表示されていた。また、平成 26 年 4 月 7 日に収納した平成 25 年度分の駐車場定期券の売上 75,600 円を貸借対照表に表示していた。 その結果、貸借対照表の現金・預金が 585,050 円過少に表示されていた。 (イ) 適正な科目で計上するべきもの 企業会計原則注解では、前払費用は一定契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいうとされているが、会社では、リース契約に基づく今後の支払予定額を長期前払費用として貸借対照表に計上している。 リース資産等の適正な科目で計上するべきである。	平成 26 年 3 月 31 日時点で会議室使用料及び駐車場売上金の合計 1,430,600 円が手元現金であったが、そのうち、平成 25 年度の収入分 769,950 円のみを現金計上し、残額の 660,650 円については、翌年度収入分として現金計上していなかった。一方、平成 26 年 4 月 7 日に入金のあった駐車場定期券代 75,600 円について、平成 25 年度末には未収金として計上すべきところを、現金扱いとして計上していた。その結果、計上不足額と計上過多額との差額 585,050 円を過小に表示していた。今後は、適正な会計処理をし、貸借対照表を正確に記載するよう、経理責任者及び経理担当者に書類作成時の確認と正しい会計処理を周知徹底した。 「繰延資産」に替わる勘定科目として「長期前払費用」で計上していた。リース契約に基づく支払予定額は、ご指摘のとおり勘定科目としては「リース資産」での計上が適切であり、今期より科目変更する。なお、今後は、同様の会計処理の誤りを生じないように、経理責任者及び経理担当者に適正な科目での計上を周知徹底した。	措置済 措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
財務事務に関する内部規定の整備と遵守について ア 内部規定の整備について (ア) 職務権限規定等を制定すべきもの 会社では、財務事務に関する職務の権限を定める内部規定が制定されていない。そのため、契約の締結や支出に際しては、原則として少額のものまでも社長決裁をとっているが、内容に応じて判断し、部長決裁に留める運用を行っている所属もあった。 決裁や契約に際しての恣意的な運用を回避し事務の効率化や責任の明確化を図るために、職務権限規定等の内部規定を制定すべきである。 (イ) 経理規定を改正すべきもの 会社法では、監査役の監査を受けた各事業年度に係る計算書類等は、取締役会の承認を受けなければならないとされており、会社でも会社法に沿った事務を行っている。 しかし、会社の経理規定では取締役会の承認を受けた後、計算書類等を監査役に提出し監査を受けなければならないとされている。 会社法の規定に基づき、経理規定を改正すべきである。 (ウ) 経理規定と会計処理の間に齟齬が生じないようにするべきもの 会社の経理規定では、固定資産のうち耐用年数が1年未満のもの、または取得価格が10万円未満のものは固定資産の取扱いをしない、とされているが、取得価格が10万円以上であるが固定資産に計上されていない事例があった。 規定改正などにより、経理規定と会計処理の間に齟齬が生じないようにするべきである。	職務権限規定の制定について、現状は少額の備品等を購入する場合でも全て社長承認を得ているのが実情であるが、事務の効率化と責任の明確化を図るために、新たに「職務権限規定」を策定し、平成27年4月1日より実施する。 実際の実務処理と規定との齟齬があったので、指摘どおり、経理規定を改定（平成26年12月19日付）し、社員全員に周知徹底した。 以前の「中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる。」という税法上の特例の適用により損金処理をしたが、現行の経理規定及び現行の税法上の処理に基いて、10万円未満のものを固定資産の取扱いをしないとする処理を行うよう、経理責任者及び経理担当者に周知徹底した。なお、経理規定改定（平成26年12月19日付）し、該当箇所に「但し、税法上の特例等を適用する場合はこの	措置済 措置済 措置済

監 査 結 果 の 概 要		措 置 内 容	措置状況
(事例)		限りではない」との文言を追記し，社員全員に周知徹底した。	
	支出額（税込）		
パソコン購入	132,825 円		
課金端末機器 （パソコン 2 台）	299,250 円		
イ 内部規定の遵守について (ア) 経理規定に沿って内部監査を行うべきもの 会社の経理規定では，経理及び一般業務について運営の制度とその実施状況を内部監査することとされている。また，同規定において，内部監査に関する規定は別に定めることとされている。しかし，内部監査に関する規定は定められておらず，また，内部監査は実施されていなかった。 事務の適正な執行を確保するために，経理規定に基づく内部監査を行うべきである。		内部監査については，その元になる内部監査規定が必要であり，平成 27 年 4 月 1 日より実施する。また，内部監査規定に基づき内部監査を行う。	措置済